

規制地域の指定(変更一覧表)

1 道路

路線名	変更前				変更後				備考	
	特別規制地域		普通規制地域		特別規制地域		普通規制地域			
	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域		
一般国道135号	熱海市と伊東市との境界から下田市の一般国道136号との接続点までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する下田市及び伊東市の市街地域を除く。)	—	—	下田市の一般国道136号との接続点から熱海市と伊東市との境界までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する伊東市の市街地域を除く。)	—	—		
一般国道136号	(1) 南伊豆町差田の県道下田石廊松崎線との交差点から松崎町の松崎橋までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	(1) 下田市の一般国道135号との接続点から伊豆の国市大仁の一般国道136号バイパスとの立体交差点までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	(1) 下田市の一般国道135号との接続点から伊豆の国市大仁の一般国道136号バイパスとの立体交差点までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する伊豆市の市街地域を除く。)	伊豆の国市と函南町との境界から県道清水函南停車場線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)		
	(2) 松崎町の南川橋から西伊豆町の浜橋までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	(2) 函南町と伊豆の国市との境界から県道清水函南停車場線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	(2) 伊豆の国市と函南町との境界から県道清水函南停車場線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する函南町の市街地域を除く。)				
	(3) 西伊豆町道浜新道との交差点から伊豆市の駿河湾カーフェリー入口までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域								
	(4) 伊豆市新田の昭和橋から伊豆市道土肥船原峠線との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域								
	(5) 伊豆市道土肥船原峠線との交差点から県道船原西浦高原線との交差点までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の道路から100メートル(谷側は500メートル)の等距離線の範囲内の地域								

路線名	変更前				変更後				備考
	特別規制地域		普通規制地域		特別規制地域		普通規制地域		
	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
一般国道414号	伊豆市猿橋から河津町梨本橋までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	伊豆の国市大仁の一般国道136号バイパスとの立体交差点から下田市の国道136号との交差点までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	伊豆の国市大仁の一般国道136号バイパスとの立体交差点から下田市の国道136号との交差点までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する伊豆市の市街地域を除く。)	(削る。)	(削る。)	
県道伊東修善寺線	県道池東松原線との交差点から冷川トンネルまでの区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	全区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	全区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する伊東市及び伊豆市の市街地域を除く。)	(削る。)	(削る。)	
県道伊東大仁線	伊東市の名草橋から伊豆の国市道大107号線との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	(削る。)	(削る。)	
県道修善寺戸田線	戸田峠から伊豆ニットーランド付近の伊豆市道公園道路分岐点までの区間	左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域	伊豆市内の全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	(1) 伊豆ニットーランド付近の伊豆市道公園道路分岐点から戸田峠までの区間	左記に指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域	(削る。)	(削る。)	
					(2) 一般国道136号との交差点から伊豆ニットーランド付近の伊豆市道公園道路分岐点までの区間				

比較表-2

路線名	変更前				変更後				備考
	特別規制地域		普通規制地域		特別規制地域		普通規制地域		
	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
県道船原西浦高原線	戸田峠付近の県道修善寺戸田線との交差点から伊豆市道土肥船原峠線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	伊豆市道土肥船原峠線との交差点から戸田峠付近の県道修善寺戸田線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域	(削る。)	(削る。)	
県道沼津土肥線	沼津市道危険物集積場入口線との交差点から伊豆市寸場橋までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	伊豆市寸場橋から国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	沼津市道危険物集積場入口線との交差点から国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	(削る。)	(削る。)	
伊豆市道11009号線	全区間	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	名称変更
伊豆市道温泉場大芝山線	—	—	—	—	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	—	—	
県道西天城高原線	全区間	左記の指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域	—	—	(1) 県道伊東西伊豆線との交差点から伊豆市道土肥船原峠線との交差点までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域	—	—	
					(2) 伊豆市道土肥船原峠線との交差点から一般国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			

路線名	変更前				変更後				備考
	特別規制地域		普通規制地域		特別規制地域		普通規制地域		
	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
伊豆市道士肥船原峠線	全区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域	全区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	(削る。)	(削る。)	
県道須崎柿崎線	—	—	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	(削る。)	(削る。)	
県道下田松崎線	—	—	全区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	全区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	(削る。)	(削る。)	
県道下田南伊豆線	—	—	全区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	全区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	(削る。)	(削る。)	
県道下佐ヶ野谷津線	—	—	一般国道135号との交差点から一般国道414号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	一般国道414号との交差点から一般国道135号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	(削る。)	(削る。)	

路線名	変更前				変更後				備考
	特別規制地域		普通規制地域		特別規制地域		普通規制地域		
	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
県道伊東西伊豆線	—	—	伊東市の県道伊東修善寺線との交差点から伊豆市冷川の県道伊東修善寺線との交差点まで及び伊豆市八幡の県道伊東修善寺線との交差点から西伊豆町の一般国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	伊東市の県道伊東修善寺線との交差点から伊豆市冷川の県道伊東修善寺線との交差点まで及び伊豆市八幡の県道伊東修善寺線との交差点から西伊豆町の一般国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する伊東市の市街地域を除く。)	(削る。)	(削る。)	
県道南伊豆松崎線	—	—	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	(削る。)	(削る。)	
県道熱海大仁線	—	—	県道伊東大仁線との交差点から県道大仁停車場線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	県道伊東大仁線との交差点から県道大仁停車場線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する伊豆市の市街地域を除く。)	(削る。)	(削る。)	
県道池東松原線	—	—	全区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	(削る。)	(削る。)	

路線名	変更前				変更後				備考
	特別規制地域		普通規制地域		特別規制地域		普通規制地域		
	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
県道葦山伊豆長岡修善寺線	—	—	(1) 伊豆の国市石堂橋から県道静浦港葦山停車場線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	(1) 伊豆の国市石堂橋から県道静浦港葦山停車場線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	(削る。)	(削る。)	
			(2) 伊豆の国市小坂の一般国道414号との交差点から伊豆市瓜生野の一般国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	(2) 伊豆の国市小坂の一般国道414号との交差点から伊豆市瓜生野の一般国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する伊豆市の市街地域を除く。)	(削る。)	(削る。)	
県道原木沼津線	—	—	伊豆の国市原木の国道136号との交差点から沼津市上香貫と沼津市中瀬町との境界までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	伊豆の国市原木の一般国道136号との交差点から沼津市道4514号線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	沼津市大平と清水町徳倉との境界から沼津市上香貫と沼津市中瀬町との境界までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	
県道仁科峠宇久須線	—	—	全区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	(削る。)	(削る。)	
県道修善寺天城湯ヶ島線	—	—	—	—	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する伊豆市の市街地域を除く。)	—	—	
伊豆縦貫自動車道(天城北道路)	—	—	—	—	全区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	—	—	